

ID: 104

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	利用料の徴収		
例規名 根拠条項	聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例 第6条本文		
例規番号	平成5年 条例第3号		
<p>【根拠条文】 (利用料) 第六条 デイサービスセンターを利用する者は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める額の利用料を納めなければならない。ただし、町長が規則で定める特別な理由があると認める場合は、利用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>一 介護保険法による要介護又は要支援認定を受けた者 介護保険法第四十一条第四項及び第五十三条第二項の規定により、通所介護の提供に要する費用として厚生労働大臣が定める基準により算定した額の利用料金</p> <p>二 第一号以外の者 規則で定める利用料金</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日